

令和5年度 焼却施設ダイオキシン類測定分析業務仕様書

1. 件名 令和5年度 焼却施設ダイオキシン類測定分析業務
2. 目的 ダイオキシン類特別措置法第28条に基づき、環境衛生センター及び環境管理センター焼却施設のダイオキシン類測定を行うもの。
また、環境衛生センター及び環境管理センター作業環境中のダイオキシン類測定評価を行うもの。
なお、環境管理センターについては、労働安全衛生規則第592条の2の規定に基づくものである。
3. 施行場所 黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1
環境衛生センター
黒川郡大和町吉田字根古北50番地
環境管理センター
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
5. 業務内容
 - (1) 環境衛生センター汚泥乾燥焼却施設
 - 1) ダイオキシン類測定分析
 - ① 排ガス 1回
 - ② 焼却灰 1回※①はCO、O₂、ばいじん、塩化水素測定を含む。
 - 2) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定
 - ① 焼却室 1回
 - (2) 環境管理センターごみ焼却施設
 - 1) ダイオキシン類測定分析
 - ① 1号炉排ガス 1回
 - ② 2号炉排ガス 1回
 - ③ 飛灰 1回
 - ④ 燃え殻 1回※①及び②は、CO、O₂、ばいじん、塩化水素測定を含む。
 - 2) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定評価
 - ① 炉室 2回
 - ② 灰搬出室 2回
 - ③ 飛灰処理設備室 2回

- (2) 請求書の提出にあたっては環境衛生センターと環境管理センターの施設単位に分けて作成し提出するものとする。

13. その他

- (1) 入札書の提出にあたっては、各施設の合計金額で作成し、提出すること。
- (2) 契約については、合計金額の最低価格者と契約するものとする。
- (3) 入札書の提出時には内訳を添付すること。
- (4) 本業務の実施に際し、本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、受託者は組合とその対応について協議するものとする。
- (5) 契約期間中において、消費税率の改正があった場合は、改正後の税率を適用するものとする。